

「行方市粗毛住宅用地」宅地分譲募集要領

1 分譲地の所在，地積及び価格

名 称	麻生地区粗毛住宅用地
所在地	行方市麻生 1351 番 27
地 積	254.03 m ²
価 格	914,800 円

2 分譲の目的

行方市内に定住を希望する者（行方市在住者も含む）に宅地を供給し，若者の定住と人口の増加を図り，地域の活性化に資するため，居住用住宅の建設用地として宅地を分譲します。

3 申込者の資格

(1) 申込みの世帯にいずれかが 46 歳未満の夫婦が含まれていること。

(2) 市税等徴収金の滞納がないこと。

(3) 日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する外国人

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 22 条第 2 項又は第 22 条の 2 第 4 項の規定により永住許可を受けている者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 3 条，第 4 条又は第 5 条に定める特別永住者として永住することができる者

(4) 次の者は申込みができない。

ア 暴力団関係者等の反社会的行動を行う団体の構成員及び暴力的不法行為を行う者並びに公序良俗に反する行為を行う者

イ 成年被後見人又は被保佐人

ウ 破産者で復権を得ない者

4 譲受人の決定方法

(1) 受付を行い，基準に適合する方を審査して決定します。ただし，申込書類が事実と異なったり，不正申込のあった場合又は当市が不適当と認めた場合は決定後でもその決定を取り消します。

(2) 2 人以上の申込があった場合は，抽選により決定します。

(3) 決定の取消，申込辞退等があった場合には，再度，申込みを受け付けます。

- (4) 譲受人に決定したものには「宅地分譲決定通知書」を通知します。

5 譲渡の条件

- (1) 現在行方市内又は市外に居住しており、分譲宅地に住宅を建築した後は当該分譲宅地に住民登録し、かつ、10年以上居住すること。
- (2) 分譲宅地の引渡し日から2年以内に住宅の建築が完了できること。
- (3) 契約締結の日から10年間は転売、転貸等による権利の移転をしないこと。
- (4) 上水道及び公共下水道に接続すること。
- (5) 建築基準法などの関係法令を順守すること。
- (6) 譲渡物件に電力、電話、有線等の電柱等をそれぞれの機関が規定する条件により建てる必要がある場合は、異議なく承認すること。
- (7) 分譲地の周辺環境を阻害し、公害が発生する行為をしないこと。
- (8) 売買契約は、当市が指定する契約様式により締結します。

6 売買契約の締結、譲渡価格の支払方法及び費用負担

- (1) 売買契約の締結については、譲受人に後日連絡します。
- (2) 契約を締結するときは、連帯保証人1人を必要とします。
- (3) 譲受人は、契約締結時に契約保証金として譲渡価格の10分の2に相当する金額を納付し、残金は60日以内に支払ってください。
- (4) 譲渡宅地の所有権移転登記に要する登録免許税は、譲受人の負担とし指定期日まで支払ってください。

7 申込先、申込方法

- (1) 申込受付及び問い合わせ先
〒311-3832 行方市麻生 1561-9
行方市 市長公室 政策秘書課 まちづくりグループ
電話 0299-72-0811 ファックス 0299-72-2174
- (2) 申込受付期間
平成29年12月1日(金)～平成30年1月5日(金)
※受付時間 9:00～17:00(ただし、土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始(12/29～1/3)は除きます。)
- (3) 申込方法
宅地分譲申込書に住民票の写し(世帯全員記載のもの及び本籍記載のもの)及び申込者の平成28年中の所得証明を添付して申し込んでください。

宅地分譲申込書郵送希望の方は、82 円切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、上記問い合わせ先まで請求してください。

申込者とその配偶者又は親子等で共有名義にしようとする場合は連名で申し込みください。

また受付の際、市税及び税外収入金の納付状況の調査に同意をいただき、同意書に記名押印をしてください。

8 抽選の日時及び場所

(1) 抽選は、申込み受付期間終了後実施します。抽選会の日時及び場所は、次のとおりとなります。

日時：平成 30 年 1 月 11 日（水）午後 7 時 00 分 場所：麻生庁舎 別棟 A 会議室

(2) 抽選会には申込受付票を持参してください。

(3) 抽選会に欠席された方の申込みは無効となります。なお、代理出席の場合は委任状が必要になります。

9 契約締結時の必要書類等

譲受人は、売買契約締結の際に下記の書類が必要となります。

ア 譲受人の印鑑登録証明書、実印

イ 収入印紙

ウ 連帯保証人承諾書

エ 連帯保証人の印鑑登録証明書（連帯保証人は 1 名必要になります）

オ 共有持分の場合は、持分申請書

カ 契約保証金（譲渡価格の10分の2の金額）

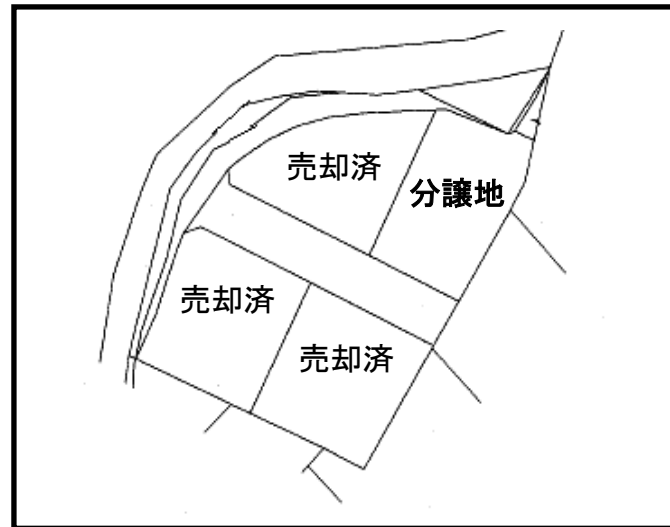
10 その他

申込みがなかった場合で、定住促進のため市長が特に必要と認めた時には、別に応募資格を設け募集することがあります。

なお、募集要領について不明な点は、問い合わせ先までご連絡ください。

【 別 紙 】

【 区 画 図 】



【 位 置 図 】

